

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二日

広島県知事 横 田 美 香

#### 広島県規則第八号

##### 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第17号（表面）（第30条関係）

不適合既存建築物届

（略）

（略）

※ 年 月 日付けで届出のあつた不適合既存建築物届については、 年  
月 日付けで受理しました。 広島県知事 氏 名

注（略）

（裏面）（略）

様式第18号（表面）（第30条関係）

不適合既存工作物届

（略）

（略）

※ 年 月 日付けで届出のあつた不適合既存工作物届については、 年  
月 日付けで受理しました。 広島県知事 氏 名

注（略）

（裏面）（略）

改正前

様式第17号（表面）（第30条関係）

不適合既存建築物届

（略）

（略）

※ 年 月 日付けで届出のあつた不適合既存建築物届については、 年  
月 日付けで受理しました。 広島県知事 氏 名 印

注（略）

（裏面）（略）

様式第18号（表面）（第30条関係）

不適合既存工作物届

（略）

（略）

※ 年 月 日付けで届出のあつた不適合既存工作物届については、 年  
月 日付けで受理しました。 広島県知事 氏 名 印

注（略）

（裏面）（略）

様式第20号 (第32条関係)

名 義 等 変 更 届	
(略)	
(略)	
※	年 月 日付けで届出のあつた名義等変更届については、年 月 日付けで受理しました。 広島県知事 氏 名 (建築主事) (建築副主事)
注	(略)

様式第20号の2 (第32条関係)

名 義 等 変 更 届	
(略)	
(略)	
※	年 月 日付けで届出のあつた名義等変更届については、年 月 日付けで受理しました。 広島県知事 氏 名
注	(略)

様式第20号 (第32条関係)

名 義 等 変 更 届	
(略)	
(略)	
※	年 月 日付けで届出のあつた名義等変更届については、年 月 日付けで受理しました。 広島県知事 氏 名 ㊟ (建築主事) (建築副主事)
注	(略)

様式第20号の2 (第32条関係)

名 義 等 変 更 届	
(略)	
(略)	
※	年 月 日付けで届出のあつた名義等変更届については、年 月 日付けで受理しました。 広島県知事 氏 名 ㊟
注	(略)

様式第21号 (第33条関係)

設 計 変 更 届

(略)

(略)

※ 年 月 日付けで届出のあつた設計変更届については、年  
月 日付けで受理しました。

広島県知事  
(建築主事) 氏 名  
(建築副主事)

注 (略)

様式第21号 (第33条関係)

設 計 変 更 届

(略)

(略)

※ 年 月 日付けで届出のあつた設計変更届については、年  
月 日付けで受理しました。

広島県知事  
(建築主事) 氏 名 ㊟  
(建築副主事)

注 (略)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。